

○生駒市障がい者グループホームサポート事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第17項に規定する共同生活援助において、共同生活を営むべき住居(以下「グループホーム」という。)の新規開設のために要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めて、もって障がい者の地域社会における生活の場を確保し、その自立について促進することを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、市内に存する空家(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家をいう。)をグループホームとして新規開設する際、前条の目的を達成するために要する経費のうち、次に掲げるものについて補助するものとする。

- (1) 消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令上、設置が義務付けられている消防設備の整備費
- (2) 防犯対策のための防犯カメラ等の整備費
- (3) バリアフリー化に係る整備費

2 この補助金の交付対象となる整備工事は、年度内に事業が完了するものに限る。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者であって当該サービスを市内で3年以上行った実績があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付はしないものとする。

- (1) 当該事業において国又は県から補助金の交付を受けている者(予定の者も含む。)
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助金額の算定方法)

第4条 補助金の額は、第2条各号に係る対象経費の合計額に4分の3を乗じて得た額又は1人当たり60万円に定員人数(6人以上の場合にあっては6人)を乗じて得た額のいずれか低い額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記簿謄本
- (2) 奈良県障害福祉課へ提出する事前相談シートの写し
- (3) 運営規定
- (4) 管理者の経歴書(参考様式1)
- (5) サービス管理責任者の経歴書(参考様式1)
- (6) サービス管理責任者の資格証明書
- (7) 自治会等への説明経緯(参考様式2)
- (8) 事業計画書(参考様式3)
- (9) 事業に係る工事見積書の写し
- (10) 設計図(位置図、平面図等)(参考様式4)
- (11) 収支予算書
- (12) 賃貸借契約書の写し又は所有権を有する場合は登記事項証明書等
- (13) 第3条第1項に定めることを証する書面
- (14) 誓約書(第3条第2項第1号に定めることを証する書面)(参考様式5)
- (15) 次条第1号に定めることを証する書面
- (16) 法人の事業概要を記載した資料(会社案内、パンフレット等)
- (17) 納税証明書
- (18) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条の2 補助金は、次の各号に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 当該グループホーム利用予定者のうち、4分の3以上の者について本市が支給決定及び給付の実施主体の者であること。
- (2) 補助事業(第2条に規定する補助対象経費にかかる事業をいう。以下同じ。)が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (4) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (5) 本市から補助事業に係る別の補助金等の交付を受けていないこと。

(交付又は不交付の決定)

第6条 市長は、第5条の規定により申請があった場合は、同条各号に掲げる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことと決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定額及び補助対象事業内容の変更)

第7条 補助事業者(前条第2項の規定による通知を受けた者をいう。以下同じ。)は、同項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更又は補助事業の内容変更、廃止若しくは中止が生じたときは、あらかじめ変更申請書(様式第4号)に第5条各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により交付決定額の変更を承認したときは、補助金交付決定額変更通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度終了の日のいずれか早い日までに、当該補助事業の成果を記した補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算報告書
- (2) 契約書の写し及び領収書
- (3) 工事施工写真
- (4) 第5条の2第1号の要件を満たしたことを証明できる書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適合と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求等)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、適正な補助金交付請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を補助金返還命令書(様式第9号)により返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 収支決算額が収支予算額に比べ著しく減少したとき。
- (3) 事業主体がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(財産の管理)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産については、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の整備及び保管)

第13条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿等を作成するとともに、領収書等根拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和6年3月30日施行)

この要綱は令和6年3月30日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

生 駒 市 長 様

申請者 所在地

法人名

代表者

印

生駒市障がい者グループホームサポート事業補助金交付要綱第5条の規定により、
次のとおり申請します。

交付申請金額 _____ 円

(添付書類)

- 1 法人の登記簿謄本
- 2 奈良県障害福祉課へ提出する事前相談シートの写し
- 3 運営規定
- 4 管理者の経歴書(参考様式1)
- 5 サービス管理責任者の経歴書(参考様式1)
- 6 サービス管理責任者の資格証明書
- 7 自治会等への説明経緯(参考様式2)
- 8 事業計画書(参考様式3)
- 9 事業に係る工事見積書の写し
- 10 設計図(位置図、平面図等)(参考様式4)
- 11 収支予算書
- 12 賃貸借契約書の写し又は所有権を有する場合は登記事項証明書等
- 13 第3条第1項に定めることを証する書面
- 14 誓約書(第3条第2項第1号に定めることを証する書面)(参考様式5)
- 15 第5条の2第1号に定めることを証する書面
- 16 法人の事業概要を記載した資料(会社案内、パンフレット等)
- 17 納税証明書
- 18 その他()

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

生駒市長 ⑩

年 月 日付で申請のあった 年度生駒市障がい者グループホームサポート事業補助金の交付について、同交付要綱第6条第2項の規定により次のとおり決定したので通知します。

1 補助対象金額 円

2 交付決定額 円

3 交付条件

様式第3号(第6条関係)

補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

生駒市長

印

年 月 日付で申請のあった 年度生駒市障がい者グループホームサポート
事業補助金の交付について、同交付要綱第6条第3項の規定により次のとおり不交付と
決定したので通知します。

不交付理由

様式第4号(第7条関係)

変更申請書

年 月 日

生駒市長様

申請者 所在地

法人名

代表者

印

生駒市障がい者グループホームサポート事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、
次のとおり変更申請します。

1 変更理由

2 添付書類

補助金交付決定額変更通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

生駒市長

印

年 月 日付で変更申請のあった 年度生駒市障がい者グループホームサポート事業補助金の交付決定額の変更について、同交付要綱第7条第2項の規定により決定したので通知します。

- 1 変更後の補助対象金額 円
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 交付条件

様式第6号(第8条関係)

補助金実績報告書

年 月 日

生 駒 市 長 様

申請者 所在地

法人名

代表者

印

年 月 日付生障第 号で交付決定のあった 年度生駒市障がい者グループホームサポート事業補助金について、同交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

- 1 収支決算報告書
- 2 契約書の写し及び領収書
- 3 工事施工写真
- 4 グループホーム利用者のうち、4分の3以上の者について本市が支給決定及び給付の実施主体であることを証明できる書面
- 5 その他()

補助金額確定通知書

第 年 月 日 号

様

生駒市長

印

年 月 日付で実績報告のあった 年度生駒市障がい者グループホームサポート事業の補助金額が確定したので、同交付要綱第9条の規定により次のとおり通知します。

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

様式第8号(第10条関係)

補助金交付請求書

年 月 日

生 駒 市 長 様

申請者 所在地

法人名

代表者

印

年 月 日付生障第 号で額が確定した補助金について、生駒市障がい者グループホームサポート事業交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり請求します。

金 _____ 円

補助金返還命令書

第 年 月 日 号

補助事業者 所在地

法人名

代表者 様

生駒市長 ⑩

生駒市障がい者グループホームサポート事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還の理由
- 4 返還方法
- 5 補助年度
- 6 交付決定額
- 7 既交付額
- 8 交付確定額